



消費者教育NPO法人
お金の学校
くまもと

消費者教育NPO法人

お金の学校くまもと

会報・第27号 2014年冬季発行

〒862-0950 熊本市中央区水前寺1-6-11 セシール水前寺701号 ※住所が変わりました

TEL・FAX 096-384-4453 <http://ogk.main.jp/> Eメール: gakkou@sat.bbiq.jp

発行責任者 徳村美佳

このひと、このひとこと - 私的事ばコレクション -

徳村 美佳

私は、気に入った言葉やセリフをメモすることが大好きです。本や雑誌、テレビドラマetc. 「これはっ！」と感じると、とりあえずメモをします(テレビドラマは、基本的に録画をしてみるタイプなので、再生時に字幕を出してメモをします)。たとえば、「あなたは、自分が言っていることは正しいんだから、人は協力してくれるだろうとか、協力すべきだっていう、希望的観測で動いているだけじゃない。そんな甘い考えで、人が説得できると思う？協力は、期待するものではなく、要求するものではなく、うまく引き出すものよ」。(NHK「純と愛」2012年11月28日放送)。これは、ホテルに勤める新人社員(主人公)が、自分で考えたイベントの企画に対し上司や他部署にOKをもらうべく奮闘する中で、クールビューティーな先輩が発したセリフです。まるで自分に言われているようで・・・あ〜んど、大人なひとことに、あこがれます。

以下、マイコレクションの一部を紹介いたします。

・「全てに白黒つけてどうなる。何だかよくわからないけど、みんな納得できているなら、それが一番じゃないか」(フジテレビ「よろず占い処陰陽屋へようこそ」2013年10月8日放送)。これは、困りごとの相談を受けた陰陽師(関ジャニ∞の錦戸くん)が、問題の原因を全て「たたり」のせいにして処理したことに対して、大家の孫娘(生真面目な中学教師)から、「それって、根本的な解決になってないよね」と突っ込まれたときに放ったセリフ。白黒つけることが問題の解決に役立つわけじゃないってところが、勉強になります。

・「落語とは業の肯定である」(立川談志 談)業、つまり、意味もわからず衝撃的に行動してしまうこと。「落語には、いろんな小悪党やちょっとした悪事悪行が出てくる。これを賞賛するわけではないが否定もしない。人間というのはこういうことをやってしまう、それも含めて人間であり、それを描写するのが落語であると言っている。」と、ネット上で解説してありました。相談業務に携わっていると、小悪党や悪事悪行も出てきます。もちろん大悪党は見過ごすわけにはいきませんが、「にんげんだもの」(by 相田みつを)と思わないとやってけないと思う場面も多々。「相談業務とは業の肯定である」であります。

・「working of dwarf to protect the forest plowing a field and take a nap」(小人の仕事、森を守ること、畑を耕すこと、そして、昼寝をすること)これは、文具屋さんで見つけたトラベルステッカー(トランクに貼るシール)に書いてありました。仕事の基本だなあと思う次第です。

・「母ちゃん 父ちゃんと結婚してくれてありがとう!産んでくれてありがとう!」(大野 智 「My o j o」 2010年11月号)アイドル雑誌にこんなコメントを発するアイドルって・・・なんにも言う事ありません。今年も全力で応援します!!!!

こんな活動してます！

平成25年度熊本県市町村等自殺対策推進事業補助金事業
事例を基にした生活困窮問題の支援テキスト作成
&
生活困窮者支援のための研修会

前号に引き続き、今年度お金の学校くまもとが取り組んでいる事業について、今回は「熊本県市町村等自殺対策推進事業補助金事業」として実施する「事例を基にした生活困窮問題支援のテキスト作成」と「生活困窮者支援のための研修会」についてご紹介します。

◎事例を基にした、生活困窮問題支援のテキスト作成

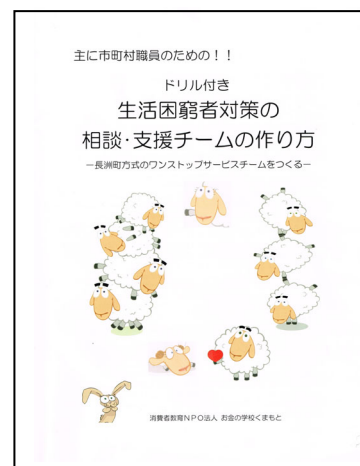
これまで、長洲町の支援体制をモデルにした「生活困窮者対策の相談・支援チームの作り方」（通称「ひつじさんのテキスト（その1）・（その2）」）を発行しました。今年度は、ひつじさんシリーズの「その3」を現在作成中です。

「ひつじさんテキスト（その1）」は、「ココロ町」を舞台に、町役場の相談・支援体制を作るまで、「ひつじさんのテキスト（その2）」は、支援体制を作ってから組織を機能させるためにはどのように動けばよいのか？を、悩めるひつじさんとその仲間たちが登場し、わかりやすく読みやすいテキストになっています。

そして、現在作成中のシリーズ「その3」は、一体どういう内容になっているのか？？完成前ですが、ほ～んの少しだけ、こっそり、ここだけの話で、みなさんにだけおしらせします。

今回のテキストは、困った感を持った担当者（ひつじさん）が、他の相談員に相談したり、パスを出したり出されたり、相談者の情報を集めたり、ケース会議を開いたり・・・etc、どのように支援が進んでいったのかを、これまでの相談・支援の事例を基にして構成されています。相談者の年代や背景が異なるいくつかの事例をあげ、支援のポイント等も整理していますので、読まれた方のそれぞれの立場において、なにかのヒントとなるテキストになるのではないかと思います。

・・・やはり、実物を読んでいただくのが一番だと思いますので、「ひつじさんのテキスト（その3）」、完成まで、もうしばらくお待ちください！



「ひつじさんのテキスト」
「その1」「その2」好評販売中！

1. 平成23年の独立開業

平成23年8月に、私は独立開業しました。その後平成24年12月に、妻が合流しました。現在は、「司法書士・行政書士まつむら・まつなが事務所」という看板を玉名郡南関町にあげています。妻は、職名として旧姓松永で登録しています。司法書士には登録制度があり、登録をしないと司法書士業務が行えないのですが、職名での登録は可能なのです。とりあえず戸籍上は松村です。「なんでそうしてるの？」と聞かれたときの妻の返答は、質問者の方との距離でケースバイケースですが、「いつでも離婚できるようにです（ニコリ）。」と答えていることが多いようです。司法書士界限でも職名使用に関してはマッチョな意見を聞くことが多く、さすがに最近は無いですけど、「けどまあ2人で決めたことだからですねー」という感じです。私としては、そんな感じでなんとか仲良くやってきたと思います。2人事務所になってやっと1年が経ちました。妻が所長です。私は、副所長です。

2. 司法書士事務所に必要なもの

司法書士事務所に必要なものは、昔は電話ぐらいだった、そうです。さすがに今は、パソコン、電話、複合機（コピー機とFAX）は必要でしょうけども、それでもこのぐらいあればなんとかなるとい感じだと思います。開業当初、平成23年、パソコンと複合機は、パソコン関係が得意な友人に無線LANの設定をしていただきました。平成24年に妻と一緒に事務所を経営することになったのですが、パソコン関係が得意な友人は、栄転で東京かどっかに行っておりました。どうしましょ！？ということで無線LAN設定はあきらめて、妻のパソコンは、インターネットも複合機へもUSBで繋ぎました。私のパソコンは無線LAN、妻のパソコンはUSBで繋いでいるという状態でなんとか頑張っていたある日、私のパソコンと複合機の連携がちょっと悪くなったと感じたため、「もう1回設定をやり直そう！！」ということで、自分でやり直しました。平成25年5月ぐらいだったでしょうか。

3. 暗転

大方の予想通り、余計私のパソコンと複合機の連携が悪くなり、地獄の日々が始まりました。私のパソコンからは印刷がほぼできなくなりました。なんとか私のパソコンとインターネットの連携は大丈夫、妻のパソコンはUSB接続なので普通に大丈夫、という状況でどうしたかといいますと、私作成の書類は、私のパソコンから妻のパソコンにメールを送り、妻のパソコンから複合機へ繋ぎ印刷を行うという、誰が聞いても「そりゃすごい二度手間だよね！！」という状況に陥りました。印刷の度に、妻が「いい加減にして」と。地獄でした。そんなこんなで平成26年1月1日、年賀状印刷の際に、「マジでいい加減にして」と言われ、さすがにそうだよ！と思い、なんとか頑張って復旧させました。「復旧できた理由を報告して！！」とのことでしたので報告したのですが（IPアドレスは統一



させたらダメだったらしいよ、と)、よく意味が分からなかったらしく、「もういい！」とのことだったので、このときはさすがに「ちょっとイラっとしてもいいんだよね？」と自問自答したのですが、新年早々一仕事した感があり、わたし的には満足の新年のスタートでした。そんなこんなでございますが、本年も夫婦共々どうぞよろしくお願いたします。

消費者教育推進法について

さまざまな取り組みにもかかわらず悪徳商法は減少することもなく、増加の一途を辿っている。これから超高齢社会をむかえ、判断力の弱くなった高齢者が増加するが、今後益々この種の犯罪が増加することが懸念されている。消費者教育は益々重要性を増すことになる。そうした中、2012年8月10日に国会にて消費者教育推進法案が可決成立し同年12月より施行されている。

この法律の目的は、「消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利」であることを踏まえ、消費者教育の推進が国民の消費生活の安定及び向上に寄与するものとしている。消費者教育の定義は、「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動」となっている。

基本理念には「消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結びつけることができる実践的な能力」を育むものとし、「幼年期から高齢期までの各段階に応じて」消費者教育がライフステージごとに体系的に行うように定めている。更に、消費者教育を行うにあたって、環境教育、食育、国際理解教育など、他の教育施策と連携するよう配慮を行うことも定めている。

その上で、以下のような**責務や努力規定**を設けている。

- 国の責務…消費者教育の推進に関する総合的な施策を策定、実施すること。
- 地方公共団体の責務…消費生活センター、教育委員会その他の連携の下で、地域の状況に応じた施策を作成し、実施すること。
- 消費者団体の努力…学校、地域、家庭、職域、その他で行われる消費者教育に協力するよう努める。
- 事業者および事業者団体の努力…国や地方公共団体の実施する消費者教育の施策に協力し、消費者教育推進のための自主的な活動をするように努める。

特に国や地方公共団体に、消費者教育を推進するための施策を実施することを義務付けているところが画期的と言われている。また、事業者や事業者団体にも消費者教育を推進するように努力規定を設けている。

消費者教育推進法の目的や基本理念を実現するために…国は基本方針を定めること、国および地方公共団体には、学校の授業等の教育活動において体系的な消費者教育の機会を確保するための施策を推進する義務が定められている。また、地域における消費者教育の推進に関して、国、地方公共団体と国民生活センターは、地域における民生委員、社会福祉主事、介護福祉士、その他高齢者や障がい者などの支援を行う者に対し、研修の実施や情報の提供などを行うこととしている。また、社会教育施設などで消費生活センター等の収集した情報の活用による実例を通じた消費者教育を行うこととしている。事業者にも、消費者団体との情報交換などの連携を通じ、消費者の消費生活知識の向上を図る取り組みをするよう努力規定を設けている。また、事業者がその従業員に対して消費者教育を行うことも推奨している。

以上のように、国や地方公共団体には消費者教育を推進することを責務とし、学校や地域において消費者教育を充実させる施策を実施することになる。地域や事業者にも、消費者教育を推進することを推奨し、ライフステージごとの消費者教育が実施されることで、一過性で終わらない体系的な消費者教育の実現を目指している。(インターネット参照)

◆活動日誌

- ・ 11月23日（土）ワーカーズコープ 「人生いろいろやりくりゲーム」（川津）
- ・ 12月 1日（日）玉東町木葉小学校 5・6年生と保護者 「人生いろいろやりくりゲーム」
- ・ 12月 6日（金）玉東町山北小学校 5・6年生と保護者 「人生いろいろやりくりゲーム」
- ・ 12月11日（水）長洲町6校情報交換会
「何が見える？どう考える？ながすっ子のケータイ事情」

◆今後の予定

- ・ 2月1日・8日・15日 3回連続講座 荒尾市人権啓発課
「小さい子どもをもつママ&パパのためのお金の教室」
- ・ 2月25日 「生活困窮者支援のためのライフスキルアップ研修会」

編集後記

新年あけましておめでとうございます。

お金の学校くまもとは、おかげさまで、平成26年度に「設立10周年」を迎えます。

これまで同様「でけたしこ」をモットーに活動をすすめて参りますので、みなさまのご支援ご協力、叱咤、激励、よろしくお願い申し上げます。

近年、「消費者教育推進法」「生活困窮者自立支援法」など、生活当事者の自立のための法律が成立しています。お金の学校くまもとの活動に密着している制度でもありますので、これを機会に、これまでの活動を振り返り、今後さらに、「ひとりひとりが自立した生活を送ることができるような社会づくり」に貢献するためには、何ができるのかを考えていきたいと思えます。

ペンリレーは、枡村正樹司法書士にご寄稿いただきました。普段知ることができない、法律家の日常や夫婦事情について、垣間見ることができたのではないのでしょうか。ちなみに、枡村司法書士には、2月25日の「生活困窮者支援のためのライフスキルアップ研修会」に、ご登壇いただく予定ですので、ぜひ、この機会に、顔が見れる関係をお築きください。

(山下)

【会報購読会員募集！】 会報会員・・・2000円（年）

お金の学校くまもとは、年4回、活動の内容やホットな話題をお知らせする会報を会員のみなさまにお届けしています。

会報だけの会員制度も設けていますので、購読をご希望の方は、事務局までお問い合わせください。